

## 令和8年度徳島県拠点庁舎清掃業務仕様書

### 1 総 則

徳島県拠点庁舎における衛生的な環境を保持するため、関係法令によるもののほか、この仕様書の定めるところにより、誠実に清掃を実施するものとする。

また、本仕様書に記載されていない指示事項は、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（最新版）（以下「共通仕様書」という。）に準じて作業を行うものとする。

### 2 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 履行場所

徳島市中昭和町2丁目32番地 中国四国農政局徳島県拠点庁舎

### 4 業務種別

- (1) 建物内清掃（日常、定期）業務
- (2) 建物外清掃（日常）業務
- (3) エアコンフィルター清掃業務
- (4) 換気扇清掃業務
- (5) ねずみ・害虫防除業務
- (6) 受水槽の清掃業務
- (7) 水質検査業務

### 5 一般事項

#### (1) 清掃作業員

清掃作業員は、身分、経歴等が明らかで品行方正な者を選定する。

なお、作業員を選定した場合は、その氏名・資格等を監督職員に届け出ること。

#### (2) 主任の清掃作業員

受注者は、上記5の(1)の清掃作業員の中から主任の清掃作業員を選定するものとし、その氏名を監督職員に届け出ること。

主任清掃作業員は作業員に対する技術的指導・作業手順等の指揮及び作業後の確認等を行うものとする。

#### (3) 作業に必要な資機材等

作業に必要な資機材等は受注者の負担とする。ただし、次に示す資機材等は発注者が用意する。

- ・衛生消耗品（トイレトペーパー、水石鹼、トイレ芳香剤）
- ・ごみ用ビニール袋

・作業員等の休憩室及び資機材の倉庫

(4) 作業の安全性確保等

- ①労働安全衛生に関する関係法令を遵守すること。
- ②アスベスト又はPCBの使用を確認した場合は、速やかに監督職員に報告すること。
- ③発注者より貸与を受けた物品について、受注者は善良な管理義務を負うものとし、もし、損害等を与えた場合は、監督職員に報告し指示を受けること。
- ④作業員の故意又は過失により、庁舎の設備及び物品並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、賠償責任を負うものとする。

(5) 監督職員

業務実施に当たり、受注者は発注者が指名する監督職員の指示に従うこととする。

## 6 業務内容

### 清掃業務共通事項

(1) 作業実施場所

清掃図面のとおり

(2) 作業内容及び実施日等

別紙1のとおりとする。

ただし、祝日等により清掃が行われない場合は、事前に監督職員と調整のうえ直近の平日に振り替えて行うものとする。

(3) 作業実施時間帯

原則、8：30～12：00とする。

なお、1年ごとに行う建物内清掃業務、エアコンフィルター清掃業務、換気扇清掃業務、ねずみ・害虫防除業務、受水槽の清掃業務、水質検査業務の作業日については、閉庁日（土、日、祝日）とし、事前に担当職員と協議の上決定する。

ただし、発注者又は履行場所の担当職員と受注者双方協議のうえ決定した場合はこの限りでない。

(4) 清掃作業には、良質な用品、用具類を用い施設、器具等を損傷しないよう十分注意し、常に清潔に保つよう注意を払うこと。

(5) 清掃作業場所にある通常容易に移動できる調度品については、適宜移動させたうえで、清掃作業を行うこととする。

(6) 清掃作業に当たっては、設備及びその他の物品等に損傷を及ぼさないよう注意し、清掃作業上において必要上移動した物品等は、作業終了後、必ず元の位置に戻しておくこと。

(7) 作業員等は、作業中に容姿を正すこと。

(8) 作業員等は、本仕様書に定められた場所以外は、発注者の許可なく立ち入らないこと。

(9) 清掃の実施にあたっては、職員及び来庁者等に支障がないように注意する。

(10) 作業報告

当日の作業責任者は、作業実施の都度、作業日誌又は報告書を監督職員に提出し点検を受けること。

(11) 成果物

・清掃作業前後及び作業中の写真 一式（1年ごとに行う建物内清掃業務、エアコンフィルター清掃業務、換気扇清掃業務、ねずみ・害虫防除業務、受水槽清掃業務）

・水質検査結果を含む機器点検結果等を記載した報告書

・ねずみ・害虫防除業務にかかる調査報告書

## 7 定めなき事項

(1) 受注者は、毎月業務完了後、別紙2に定める業務完了通知書を発注者に提出するものとする。

(2) この仕様書に定めない事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 8 クロスコンプライアンスについて

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

① エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

③ 環境関係法令の遵守等

・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

・環境影響評価法（平成9年法律第81号）

・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、契約後1度目の報告書提出時に別紙3を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全

ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。



清掃場所	床の材質	面積 (㎡)	作業項目			作業内容	周期	実施曜日等
消費者の部屋	弾性床	30.05㎡	床	除塵	a. 自在ぼうき 又はフロアダ スターによる 除塵	共通仕様書 表2.1.1 弾性床 1. 「除塵」 aによる。	1 W	毎週
				水拭き	a. 部分水拭き	共通仕様書 表2.1.1 弾性床 2. 「水拭き」 aによる。	1 W	毎週
玄関ホール	硬質床	79.71㎡	床	除塵	a. 自在ぼうき 又はフロアダ スターによる 除塵	共通仕様書 表2.1.2 硬質床 1. 「除塵」 aによる。	1 W	毎週
				水拭き	a. 部分水拭き	共通仕様書 表2.1.2 硬質床 2. 「水拭き」 aによる。	1 W	毎週
階段	弾性床	129.58㎡	床	除塵	a. 自在ぼうき 又はフロアダ スターによる 除塵	共通仕様書 表2.1.1 弾性床 1. 「除塵」 aによる。	1 W	毎週
				水拭き	a. 部分水拭き	共通仕様書 表2.1.1 弾性床 2. 「水拭き」 aによる。	1 W	毎週
湯沸室	硬質床	26.00㎡	床	除塵	a. 自在ぼうき 又はフロアダ スターによる 除塵	共通仕様書 表2.1.2 硬質床 1. 「除塵」 aによる。	1 W	毎週
				水拭き	a. 部分水拭き	共通仕様書 表2.1.2 硬質床 2. 「水拭き」 aによる。	1 W	毎週
駐車場、駐輪場 (全般)	—	1,168.82㎡	床	—	拾い掃き	共通仕様書 表3.4.4 駐車場 (日常清掃) 「床」による。	1 W	毎週
玄関ホールガラ ス、裏玄関ガラ ス (両面)	—	67.88㎡	—	窓ガラス	洗浄	共通仕様書 表2.2.1 (B) 玄関ホール (定期清掃) 2. 「床以外の清掃」 dによる。	1 M	毎月
窓ガラス (両 面)	—	327.44㎡	—	窓ガラス	洗浄	共通仕様書 表2.2.1 (B) 玄関ホール (定期清掃) 2. 「床以外の清掃」 dによる。 また、玄関ホールガラス、裏玄関ガラスは含まない。	6・12月の 年2回	
築庭及び植込	—	91.90㎡	—	—	—	・植木灌水 (夏季7月～10月 週3回) (夏季以外 月2回) ・除草 (随時)	3/W 2/M 随時	
その他 (ごみ運搬処理)	—	128.70㎡	—	ごみ箱	中継所から集積所までの運搬	共通仕様書 表2.3.1 ごみ運搬処理 1. 中継所から集積所までの運搬による。	1 D	月～金
打合室、ロッ カー室、プリン ト室、通路、 ミーティング ルーム、北会議 室、広間、廊 下、消費者の部 屋、階段	弾性床	475.22㎡	床	洗 浄	b. 剥離洗浄	共通仕様書 表2.1.1 弾性床 4. 「洗浄」 bによる。	1 Y	適宜
廊下、玄関ホ ール、湯沸室	硬質床	132.14㎡	床	洗 浄	c. 一般床洗浄	共通仕様書 表2.1.2 硬質床 4. 「洗浄」 cによる。	1 Y	適宜
参事官室、事務 室、会議室	繊維床	707.66㎡	床	洗 浄	全面クリー ニング	共通仕様書 表2.1.3 繊維床 4. 「洗浄」による。 なお、カーペットについては、敷いたままでの洗浄とする。	1 Y	適宜
参事官室、事務 室、作業室、会 議室、打合室、 書庫、倉庫、調 製室、ロッカー 室、プリント 室、消費者の部 屋、情報管理機 械室、女子更衣 室、和室	—	31ヶ所	—	エアコンフ ィルター清掃		エアコンフィルター清掃については、 脚立等を用いて次の作業を行う。 ・エアコンフィルター下の床面を養生する。 ・エアコンフィルター及びその周辺を 除塵する。 ・取り外したエアコンフィルター及び その周辺の汚れに中性洗剤を用いて除 去し、水拭きして仕上げる。	1 Y (11月)	適宜

清掃場所	床の材質	面積 (㎡)	作業項目		作業内容	周期	実施曜日等
男子トイレ、女子トイレ、湯沸室	—	13ヶ所	—	換気扇清掃	共通仕様書 表2.2.5 (B) 便所・洗面所 (定期清掃) 2. 「床以外の清掃」 f による。	1 Y (11月)	適宜
男子トイレ、女子トイレ、湯沸室	—	13ヶ所	—	ねずみ・害虫防除作業	厚生労働大臣が定める「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」に従い防除調査等作業を行う。	7・1月の年2回	
受水槽	—	—	—	受水槽 (2 t 1基) の清掃作業	受水槽清掃作業にかかる条件は以下のとおりとする。 ①建築物環境衛生管理技術者の有資格者を配置すること。 ②清掃作業員は、作業直前にあらかじめ消毒済みの作業衣、ゴム長靴、手袋等を着用すること。 ③受水槽内に汚泥、沈殿物がある場合は完全に除去し、受水槽附属機器の点検をすること。	1 Y (1月)	適宜
飲料水 (水道水)	—	—	—	水質検査業務	水道法に基づく11項目について水質検査※小規模受水槽水道 (一般簡易項目検査)	1 Y (1月)	適宜

※ 共通仕様書とは、「建築保全業務共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」 (最新版) のことをいう。

- ① 「1 D」は、1日ごとに行うものとする。
- ② 「1 W」は、1週ごとに行うものとする。
- ③ 「2 /W」は、1週間に2回行うものとする。
- ④ 「3 /W」は、1週間に3回行うものとする。
- ⑤ 「1 M」は、1月ごとに行うものとする。
- ⑥ 「2 /M」は、1ヶ月間に2回行うものとする。
- ⑦ 「1 Y」は、1年ごとに行うものとする。
- ⑧ 周期欄の作業月は目安であり、実際の作業月は落札後に打合せを行い決定する。

## 業務完了通知書

下記請負業務につき、契約書及び仕様書に基づいて令和 年 月分の業務を完了したので、通知します。

### 記

- 業務名 令和8年度徳島県拠点庁舎清掃業務
- 履行場所 徳島市中昭和町2丁目32番地  
中国四国農政局徳島県拠点庁舎
- 請負金額 金 円  
(内消費税額及び地方消費税額 円)
- 当月支払代金 金 円
- 契約期間 令和8年4月1日から  
令和9年3月31日まで

令和 年 月 日

中国四国農政局徳島県拠点 殿

受注者 住所

氏名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

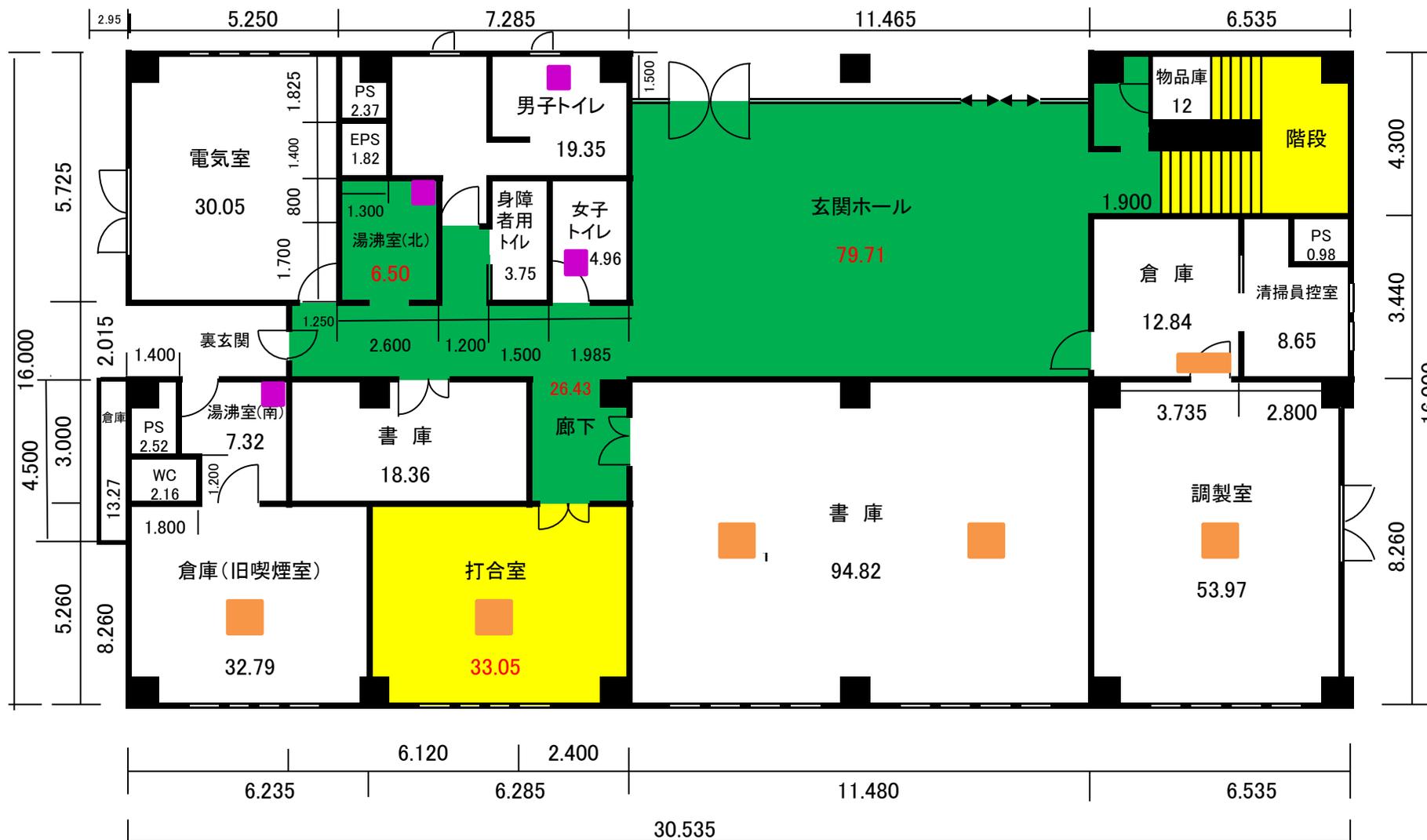
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

定期清掃(1Y)範囲

中国四国農政局徳島県拠点庁舎 平面図

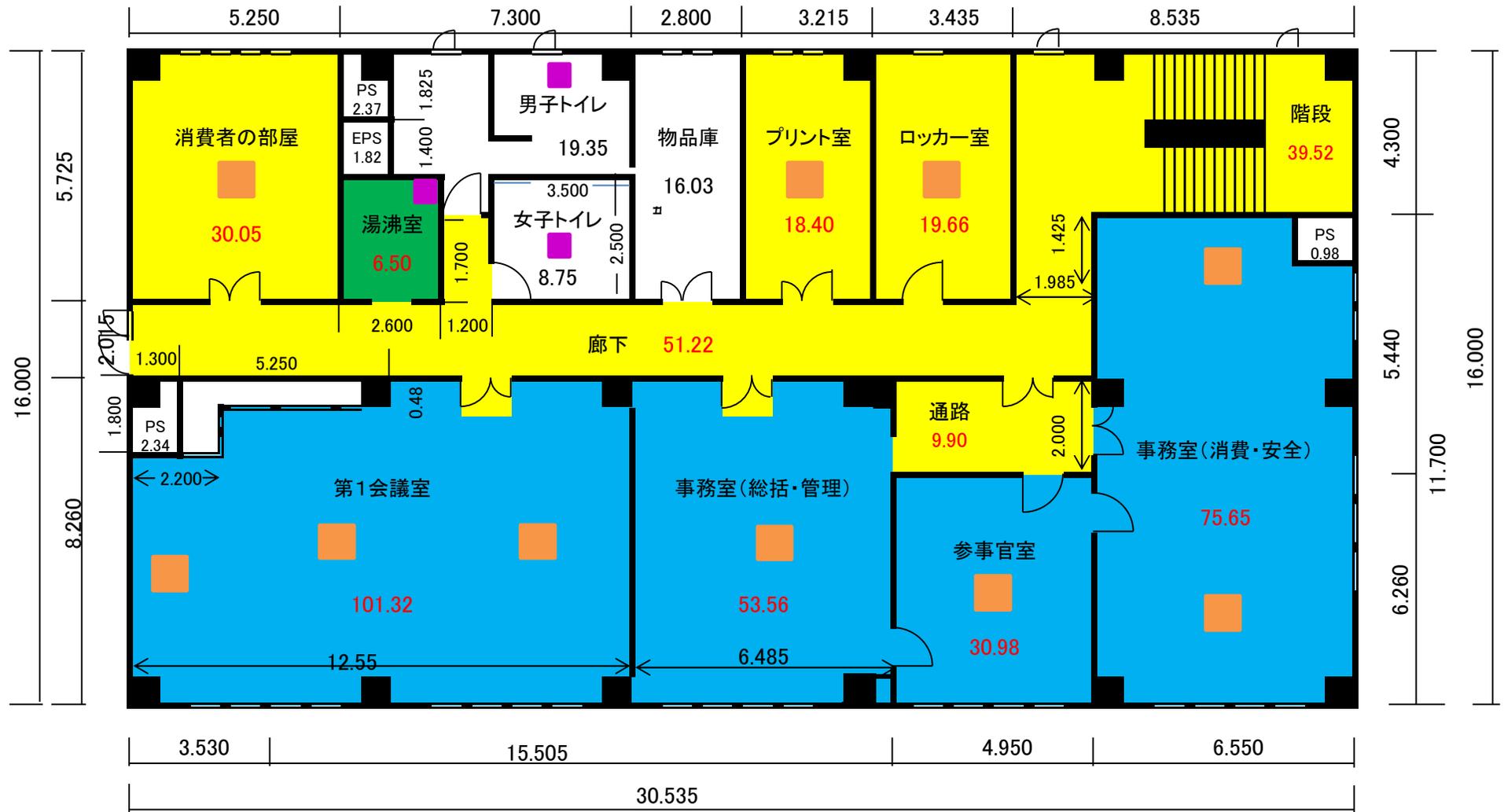
1階

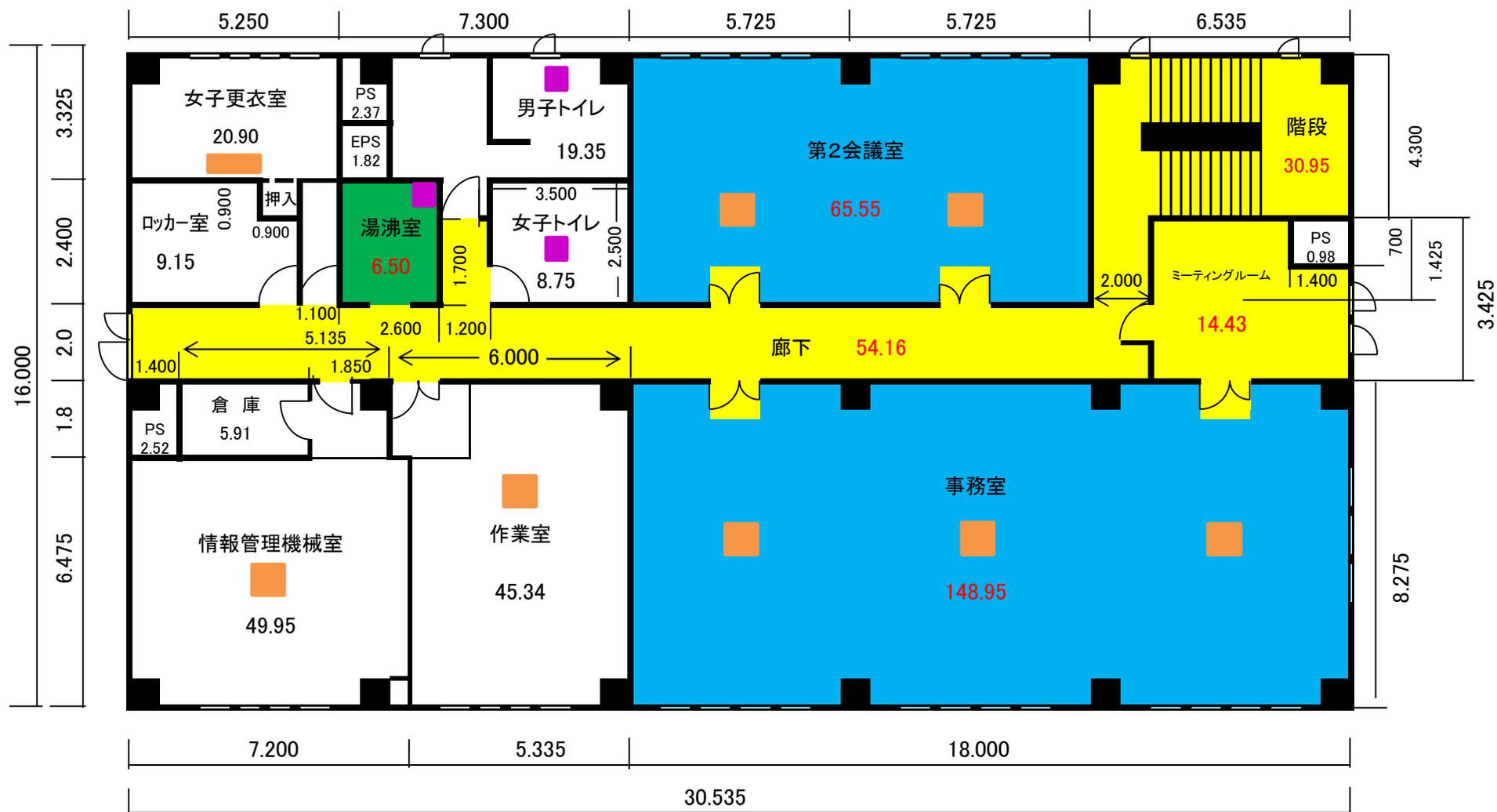
■緑:床表面洗浄拭き上げ ■橙:エアコンフィルター清掃 ■黄色:床表面洗浄樹脂ワックス仕上げ ■紫:換気扇清掃 ■青:カーペット洗浄



中国四国農政局徳島県拠点庁舎 平面図

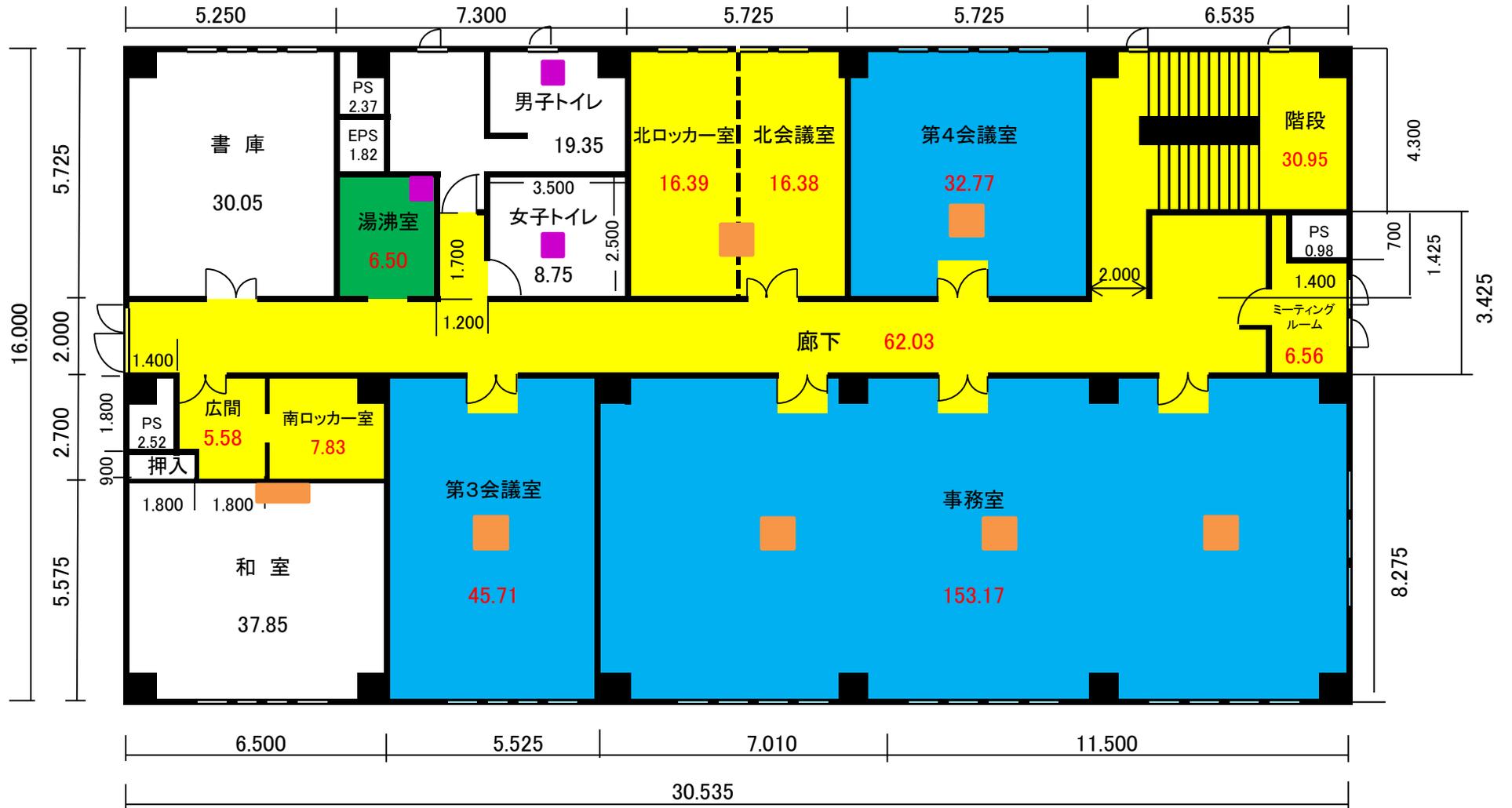
2階

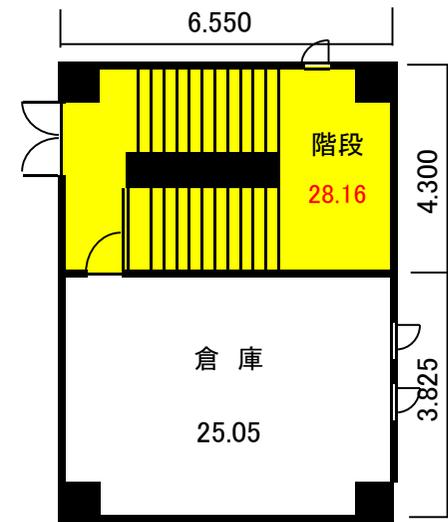


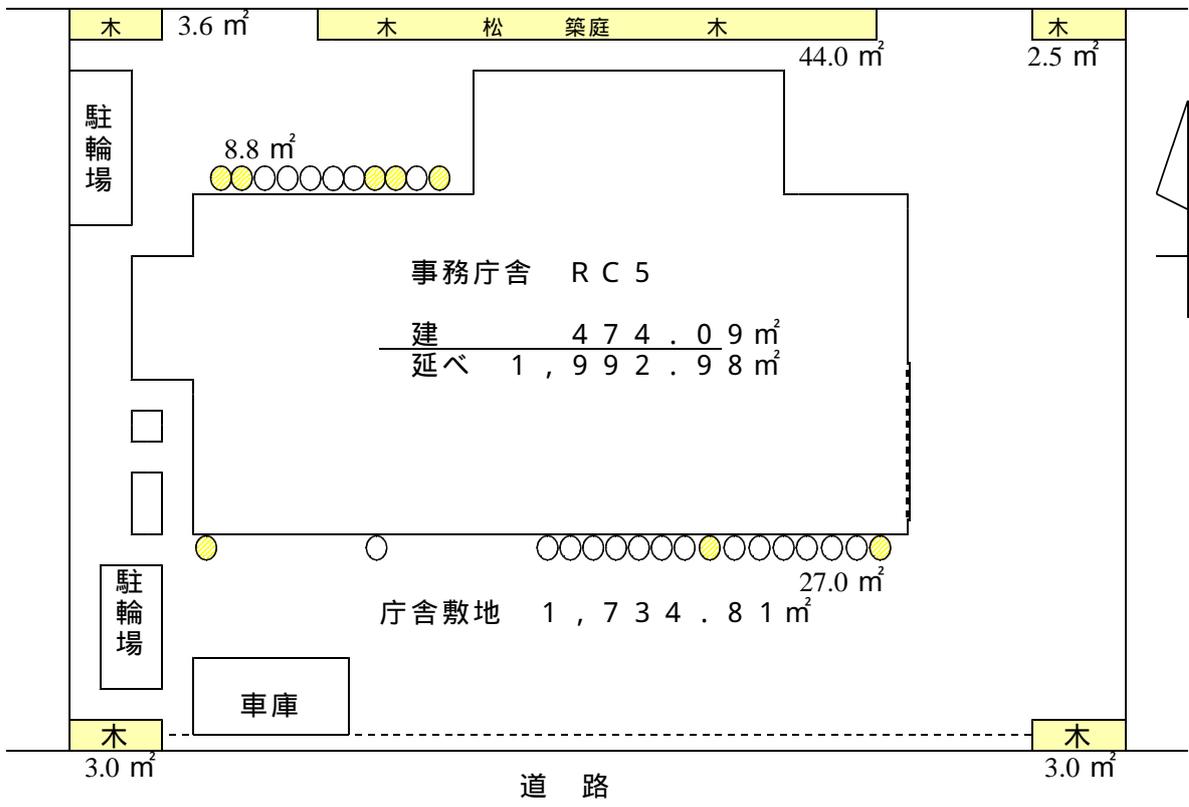
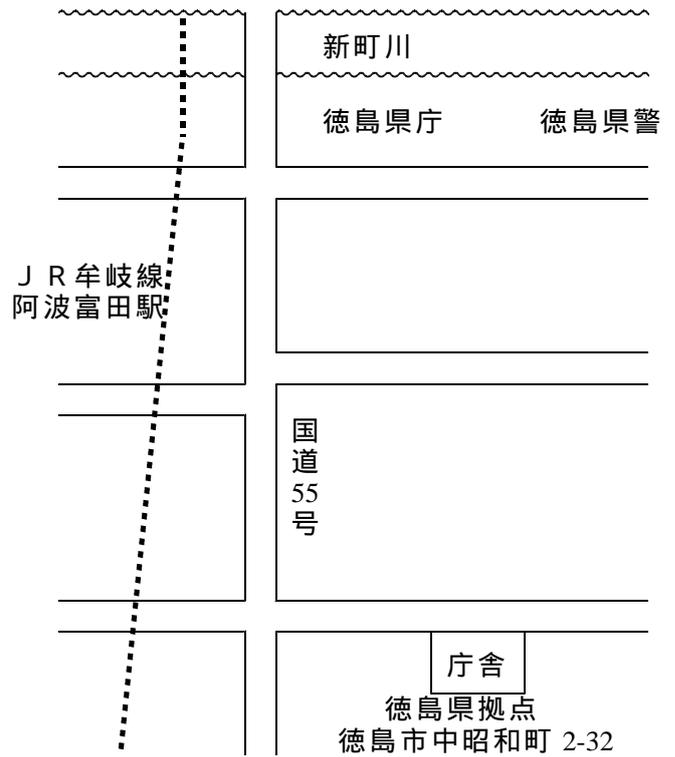


中国四国農政局徳島県拠点庁舎 平面図

4階







駐車場及び構内通路面積（庁舎敷地 - 建物面積 - 植込、築庭等面積）  
 $1,734.81 - 474.09 - (3.6 + 44.0 + 2.5 + 8.8 + 27.0 + 3.0 + 3.0) = 1,168.82$